

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のへ公安職給料表等級別職務区分表中

交番所長

を

交番所長
交番係長

に、

困難な業務を行う警察署の課長

を

に改める。

困難な業務を行う警察署の課長
課長代理

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。